

核融合科学研究所アウトリーチ事業の教材貸出に関する申合せ

制 定 令和7年7月31日 広報室長決定

(趣旨)

第1 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）におけるアウトリーチ事業の教材貸出については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構固定資産管理規則（平成16年自機規則第6号）、大学共同利用機関法人自然科学研究機構固定資産等貸付要領（平成17年4月1日機構長決定）及び核融合科学研究所固定資産の取扱に関する申合せ（平成20年4月1日制定）に定めるほか、本申合せにより取り扱うものとする。

(用語の定義)

第2 この申合せにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 アウトリーチ事業 文部科学省先進的核融合研究開発費補助金におけるアウトリーチ関係による事業をいう。
- 二 教材 アウトリーチ事業により貸出のために供する物品をいう。
- 三 消耗品 教材のうち固定資産等以外の物品をいう。

(貸出を許可する範囲)

第3 研究所が保有する教材を貸出する場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としない場合に限るものとする。

- 一 フュージョンエネルギーに対する認識や理解の醸成を目的に使用する場合
- 二 学校教育により使用する場合
- 三 学会により使用する場合
- 四 研究機関により使用する場合
- 五 地域における教育活動により使用する場合
- 六 その他、広報室長が特に必要と認めた場合

(貸出手続等)

第4 第3各号により貸出を希望する者（以下「借受人」という。）は、教材等貸出申請書（以下「申請書」という。）を研究所に提出しなければならない。

2 研究所は、前項により申請書の提出を受けたときは、貸出に必要な手続きを行い、資産管理責任者の承認を得るものとする。ただし、貸出する教材が消耗品の場合、広報室長の承認により貸出ができるものとする。

(貸出期間)

第5 貸出期間は原則、1か月以内とする。ただし、広報室長が必要と認めた場合は、1か月以

上貸出できるものとする。

- 2 貸出期間は、他に使用する予定がなく、貸付条件を遵守していると判断される場合、同一の条件で更新することができるものとする。更新する場合は、第4の手続を経るものとする。

(貸出に係る費用)

第6 教材は、無償で貸出するものとする。

(貸出教材の返却)

第7 借受人は、教材を申請書に記載の返却予定日までに研究所まで返却しなければならない。

(報告等)

第8 借受人は、教材の返却時に教材等貸出報告書（以下「報告書」という。）を研究所に提出しなければならない。

- 2 研究所は、前項により報告書の提出を受けたときは、広報室長が返却の確認を行うものとする。

(使用上の注意)

第9 借受人は、貸出を受けた教材を善良なる管理者の注意をもって使用し、破損・紛失・汚損等が発生しないよう努めなければならない。

- 2 借受人は、貸出を受けた教材を他人に譲渡し、転貸し、又は交換してはならない。
- 3 借受人は、別に定める使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(貸出の中止及び取消)

第10 資産管理責任者又は広報室長は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸出の承認を取り消し、又は貸出中の教材の使用を中止させることができる。また、貸出の取消又は中止により借受人に損害が生じた場合でも、研究所はその責任を負わないものとする。

- 一 申請書に虚偽の記載があったとき
- 二 借受人が本申合せに違反したとき
- 三 使用状況が公共の秩序に反すると認められたとき
- 四 研究所において、使用する必要が生じたとき
- 五 天災、事故その他これに準ずるやむを得ない事由により、教材の貸出が困難又は不相当と判断されるとき

(損害賠償)

第11 借受人は、貸出を受けた教材を故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合はその損害を賠償しなければならない。

- 2 借受人は、前項に規定する事実が発生した場合は、速やかに研究所に報告しなければならない。

(免責)

第12 教材の使用によって生じた事故・損害等については、研究所に故意又は重大な過失がない限り、研究所は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13 この申合せに定めるもののほか、アウトリーチ事業の教材貸出に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この申合せは、令和7年8月1日から実施する。

年 月 日

教材等貸出申請書

自然科学研究機構
核融合科学研究所長 殿

(申請者)

住所:

電話番号:

団体名:

担当部署:

申請者氏名:

貴研究所の教材等の貸出を受けたいので、次のとおり申請します。

記

利用目的	
利用場所	
貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 到着希望日: 年 月 日 () 返却予定日: 年 月 日 ()

貸出希望教材

教材名	個数	備考

※貸出を希望する教材が多数の場合は、別紙に記載してください。

年 月 日

申請者 殿

資産管理責任者

核融合科学研究所長

上記申請について承認します。なお、下記及び使用上の注意事項を遵守願います。

記

- 利用目的、利用場所、貸出期間並びに貸付教材名は、上記もしくは別紙に記載されたものとする。
- 返却場所 岐阜県土岐市下石町322-6 自然科学研究機構核融合科学研究所

核融合科学研究所

管理部総務企画課 教材貸出担当

TEL : 0572-58-2291

FAX : 0572-58-2601

教材等貸出報告書

自然科学研究機構
核融合科学研究所長 殿

(申請者)
住所：
電話番号：
団体名：
担当部署：
申請者氏名：

貴研究所の教材等の貸出を受けたので、次のとおり報告します。

記

イベント名	
対応者	
イベント 実施日付	月 日() : ~ :
イベント 実施場所	
実施内容	※差し支えなければ、教材利用の様子 of のわかる写真を数点ご提供ください。
参加者数	
感想・ コメント	

年 月 日

申請者 殿

資産管理責任者
核融合科学研究所長

貸し出した教材について、返却を確認しました。